

カワサキ会計事務所ニュース

令和6年 6月号 第47号

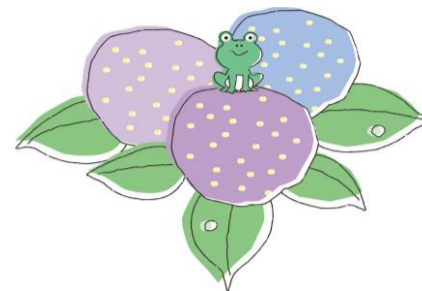
発行所 カワサキ会計事務所
〒850-0918 長崎市大浦町7番22号コーポおおura3F
TEL (095)826-1718 FAX (095)826-1835
URL <http://www.kawasaki-kaikai.com>
発行人 税理士 川崎 清廣

6月の税務カレンダー

個人住民税 普通徴収第1期

国民健康保険税 第1期

長崎市ホームページより



令和6年6月スタートの「定額減税」についてその②

前月号に引き続き「定額減税」の実施についてとりあげます。
今回は、国税庁提供のQ&Aより一部抜粋してご報告いたします。

Q1

給与所得者が、主たる給与の支払者のもとで定額減税の適用を受けるか受けないかを、自分で選択することはできますか？

A1

令和6年6月1日現在、給与の支払者のもとで勤務している人のうち、給与等の源泉徴収において源泉徴収税額表の**甲欄**が適用される居住者の人(その給与の支払者に扶養控除等申告書を提出している居住者の人)については、一律に主たる給与の支払者のもとで定額減税の適用を受けることになり、**自分で定額減税の適用を受けるか受けないかを選択することはできません。**

Q2

青色事業専従者は定額減税の適用を受けますか？

A2

青色事業専従者として給与の支払を受ける人についても、主たる給与の支払者のもとで、令和6年6月1日以後最初に支払を受ける給与等に係る源泉徴収において、月次減税額を順次控除することとされ、年末調整や確定申告においても**定額減税の適用を受けます。**

Q3

扶養控除等申告書に氏名等が記載されている「**源泉控除対象配偶者**」の中には、令和6年中の所得金額の見積額が48万円超95万円以下の配偶者も含まれます。このような配偶者は月次減税額の計算に含めますか？

* 源泉控除対象配偶者とは、給与所得者(合計所得金額が900万円(給与所得だけの場合は給与等の収入金額が1,095万円)以下の人)に限り、生計を一にする配偶者(青色申告者の事業専従者としてその年を通じて一度も給与の支払いを受けていない人又は白色申告者の事業専従者でない人)に限り、**合計所得金額が95万円(給与所得だけの場合は給与等の収入金額が150万円)以下の人をいいます。**

A3

令和6年中の合計所得金額の見積額が48万円超の配偶者については、**月次減税額の計算に含めないこととされています。**

そのため、扶養控除等申告書に記載された源泉控除対象配偶者の令和6年中の所得金額の見積額をご確認いただき、月次減税額の計算に含めるべき配偶者か否かを判定していただくこととなります。

< 監査指導課の職員研修会で講師を務めます！ >

来る6月17日長崎県庁にて、監査指導課の社会福祉法人を担当する職員研修会が開催され、川崎が会計部門について講師を務めることになりました。昨年度より、引き続きの講師です。本年は、長崎県以外の市町も含めた(但し、長崎市・佐世保市を除く)職員研修(約70名参加)となる予定です。川崎は、(NPO法人)NPOながさきの福祉医療部会で部会長に、社会福祉会計税務研究会(全国組織)で会長にそれぞれ就任しています。社会福祉法人の設立・運営等に関して支援・相談等を行っております。気軽にご相談をさせていただきます！